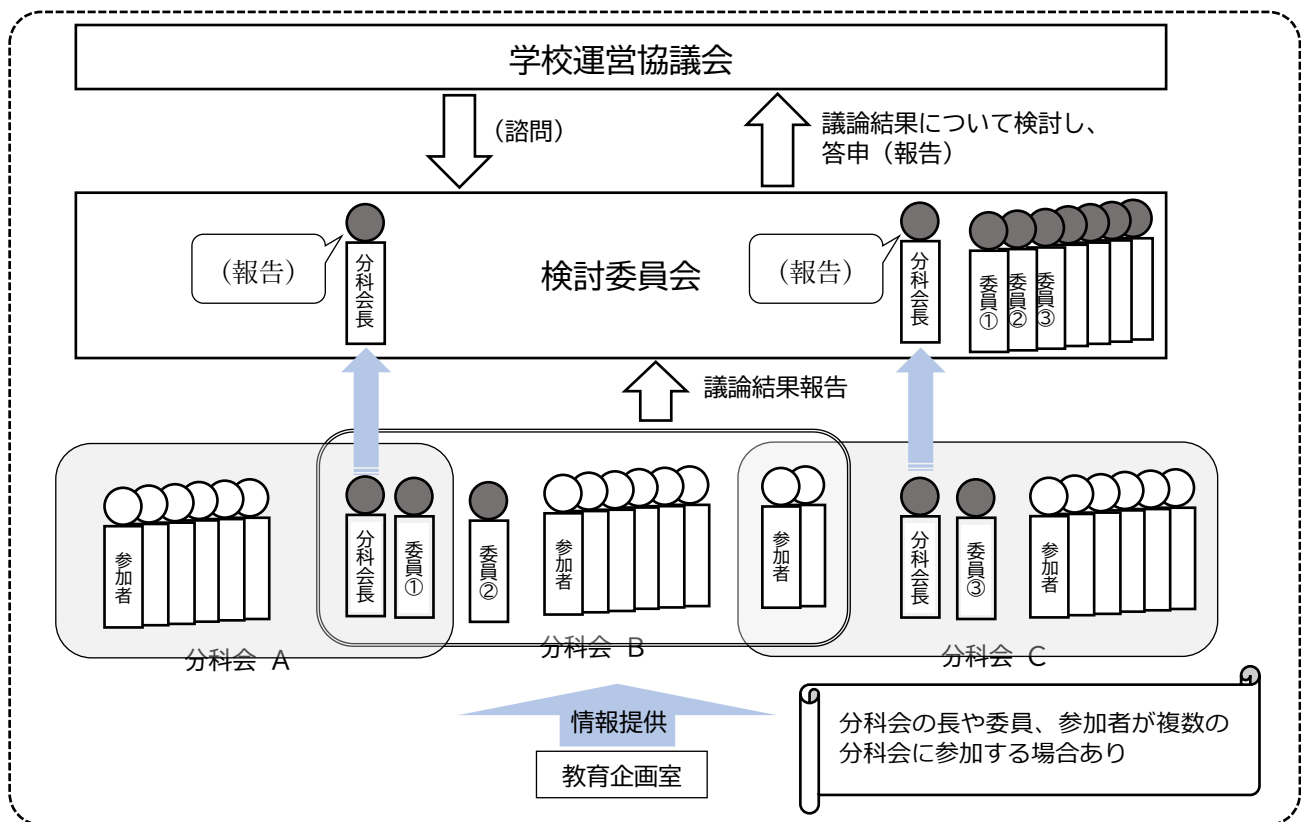


(仮称) 大東市立ほうじょう学園 分科会の進め方について

1. 分科会の設置について【前回説明分】

- 分科会は議論をすることを目的とし、決定する機関とはしない
- 検討委員会委員が分科会の長となり、分科会での議論内容を検討委員会で報告
- 同一委員が複数の部会の構成員になることは可
- 分科会では、協議項目に対する参加者の総意を示すことを目的とする

2. 設置する分科会のイメージ（案）について【前回説明分】



分科会案	想定する検討項目	分類基準
A. 総務部会	校歌、制服、鞆等	総括的な内容のものや、学校生活で児童生徒に必要となるもの
B. 学校運営部会	教育課程全般・学校備品	①教育課程や学校運営に関すること ②学校への設置物や、配置する備品等
C. 地域部会	通学関連	保護者や地域が関わること

3. 今回、ご議論いただきたい内容

- 分科会長について
- 分科会委員について
- 分科会の運営（進め方）について